

台風18号による豪雨により被災された組合員への電気料金等の特別措置について

2017年9月21日

一般社団法人グリーン・市民電力 新電力事業部

このたびの台風18号による豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害に伴い、九州電力より「台風18号により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置」が実施されることになり、グリーンコープでんきも同様の取り扱いをおこなうことになりました。

下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、九州電力に申請を行いますので、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

一、対象地域と対象者

(1) 対象地域

大分県佐伯市・津久見市および隣接する市町村

【隣接する市町村】

大分県 臼杵市、豊後大野市

宮崎県 延岡市、西臼杵郡日之影町

二、特別措置の内容

(1) 電気不使用月の基本料金の免除

- ・災害のため電気設備が一時使用不能になった場合、2018年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金が免除されます。

(2) 工事費負担金、臨時工事費、諸工費の免除

- ・2018年3月末日までの間、家屋再建の為の工事費負担金が免除されます。
- ・2018年3月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費が免除されます。
- ・2018年3月末日までの間、引込み線、計量器などの取り付け位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料が免除されます。

三、手続きに必要なもの

(1) 停電による電気不使用月の基本料金の免除

- ・停電期間を、グリーンコープ生協を通じて、グリーン・市民電力までお知らせください。その期間中の基本料金を日割りで免除します。特別な申請書は必要ありません。

(2) 工事費負担金、臨時工事費、諸工費の免除

- ・自治体発行の罹災証明書が必要です。

四、手続きの流れ

- (1) 工事費負担金、臨時工事費、諸工費の免除を申請される場合は、事前に「特別措置の対象になりうるのか」九電と確認しますので、被災の状況(電気設備)や望まれる「特別措置」について、グリーンコープ生協を通じて、グリーン・市民電力までお知らせください。特別な報告書や申請書は必要ありません。
- (2) 「対象となる」ことが九州電力と確認できたら連絡しますので、罹災証明書を取得し、そのコピーをグリーンコープのセンターまで届けてください。
- (3) 届いた罹災証明書を添付して、正式に九州電力ネットワークサービスセンターに特別措置の適用を申請します。
- (4) 申請結果について、ご本人にご連絡差し上げます。
- (5) 停電のみの場合は、グリーンコープ生協を通じて、停電期間をグリーン・市民電力までお知らせいただくだけで結構です。

以上